

(仮称) 流山市こども計画の骨子 (案)

資料 1
第2回子ども・子育て会議

(仮称) 流山市こども計画の位置づけについて

国

こども基本法
令和5年4月1日施行

こども大綱
【令和5年12月22日閣議決定】

少子化社会対策大綱
【令和2年5月29日閣議決定】

子供・若者育成支援推進大綱
【令和2年12月25日閣議決定】

子供の貧困対策の推進に関する大綱
【令和元年11月29日閣議決定】

こども未来戦略
【令和5年12月22日閣議決定】

こどもの居場所づくりに関する
指針
【令和5年12月22日閣議決定】

こどもまんなか実行計画2024
(案)

子ども・子育て支援法に基づく
指針
【令和6年2月13日方針決定】
etc.

勘案

千葉県

(仮称) 千葉県こども計画
(令和7年～令和11年度)

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援をより総合的に推進できるよう、県のこども施策の共通の基盤となる計画として、下記計画を一体的に策定する方向で検討。

千葉県子ども・
子育て支援プラン
2020
(令和2～6年度)

千葉県子どもの
貧困対策推進
計画
(令和2～6年度)

千葉県青少年総合
プラン
(令和5～9年度)

流山市

(仮称) 流山市こども計画
(令和7～11年度)

子どもをみんなで育む計画
～流山市子ども・子育て支援総合計画～
(令和2～6年度)

流山市次世代育成支援行動計画
(令和2～6年度)

子どもの貧困対策計画
(子どもの貧困対策法第9条2項)

子ども・若者計画
(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項)

整合

流山市総合計画
基本構想・
基本計画
(令和2～11年度)

連携

関連部門計画

- ① 流山市地域福祉計画
- ② 流山市健康づくり支援計画
- ③ 流山市教育振興基本計画
- ④ 流山市障害児福祉計画・障害福祉計画
- ⑤ 流山市男女共同参画プラン
- ⑥ 流山市生きづらさ包括支援事業実施計画
- ⑦ 流山市高齢者支援計画 etc.

【こども基本法第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
- ※子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウエルビーイング）で生活を送ることができる社会**

こども大綱におけるこども施策に関する基本的な方針、重要事項

基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考えを大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

（仮称）流山市こども計画の骨子（案）

【現】子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～の基本理念等の体系図

基本理念

子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが
健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山

基本的視点

- | | | | |
|-----|---------------|----|----------|
| I | 子どもの視点に立った支援 | II | 切れ目のない支援 |
| III | 地域社会全体で子育てを支援 | IV | 施策の連携 |

基本目標

【基本目標 1】子育てを支援する地域づくり

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 情報提供・相談体制の充実 | (2) 地域における子育て支援サービスの充実 |
| (3) 子育て支援のネットワークづくり | (4) 経済的支援の充実 |

【基本目標 2】子どもと保護者の健康づくり

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 子どもや保護者の健康の確保 | (2) 食育の推進 |
| (3) 思春期保健対策の充実 | (4) 小児救急医療の充実 |

【基本目標 3】子どもが健やかに成長できる環境づくり

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 子どもの人権の擁護 | (2) 次代の親の育成 |
| (3) 教育環境の充実 | (4) 家庭の教育力の向上 |
| (5) 地域活動の充実 | (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |

【基本目標 4】子どもの安全を守る生活環境・体制づくり

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (1) 安全なまちづくりの推進 | (2) 安心して外出できる環境の整備 |
| (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 | |
| (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | |

【基本目標 5】男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 多様な働き方のできる環境の整備 | (2) 仕事と子育ての両立の推進 |
| (3) 保育サービスの充実と多様化 | |

【基本目標 6】保護が必要な子どもへの支援体制づくり

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 児童虐待防止対策の充実 | (2) ひとり親家庭への支援の充実 |
| (3) 障害のある子どものいる家庭への支援の充実 | (4) 子どもの貧困対策の推進 |

【新】（仮称）流山市こども計画（たたき台）

基本的考え方

流山市は、こどもの心豊かで健やかな育ちを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指します。

基本理念

すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え
こどもにやさしいまちづくりを実現し
こどもの権利を保障するための取組を進めます

○こどもの権利を保障する5つの基本理念である

- ・生命・生存・発達の保障
- ・こどもの最善の利益の優先考慮
- ・こどもの意見表明権の確保
- ・差別の禁止
- ・一人の人間としての権利の主体であることの尊重を掲げ、こども・子育て施策の取組を推進します。

施策の方向性・基本目標

* 各種調査結果からみえてきた本市を取り巻く環境の変化や課題を分析、検証し、施策の方向性を明らかにするとともに、こども大綱及び各種指針等を踏まえ、今後、基本目標の項目を検討します。

（仮称）流山市こども計画の骨子（案）

【現】子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～の目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 子ども・子育て支援制度の概要計画の位置づけ
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間
- 5 計画の策定体制

第2章 本市のこども・子育てを取り巻く現状

- 1 人口動態
- 2 少子化の動向
- 3 保育環境・教育環境の状況

第3章 第1期子どもをみんなで育む計画の評価

- 1 評価の方法
- 2 総合評価
- 3 基本目標別の評価

第4章 流山市子どもをみんなで育む計画の基本理念と基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 基本的視点
- 3 基本目標
- 4 施策の体系

第5章 事業計画

- 1 事業計画
- 2 区域設定
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項
- 4 教育・保育の量の見込みと確保方策
- 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 6 子ども・子育て支援法に掲げる任意記載事項
- 7 障害児に対する障害福祉サービスの見込み量と確保方策

第6章 施策の展開

- 1 子育てを支援する地域づくり
- 2 子どもの母親（保護者）の健康づくり
- 3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり
- 4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり
- 5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり
- 6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

第7章 計画の推進体制

- 1 計画の推進
- 2 計画の進行管理
- 3 計画の進行状況の公表
- 4 国・県への要望

資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 流山市子ども・子育て会議委員
- 3 子育てにやさしいまちづくり条例
- 4 第2期子どもをみんなで育む計画の策定に関するニーズ調査等の結果
- 5 教育・保育及び学童クラブの量の見込み
- 6 市域の地域区分（補足）

検討



【新】（仮称）流山市こども計画（たたき台）

◎計画策定に当たっての論点・ポイント

①こどもの権利保障について

➤こども基本法やこども大綱に基づき、市議会、市民団体等の動きを踏まえながら、こどもの権利を保障する取組や普及啓発などについて、こども計画に反映していく。

②こどもや子育て当事者等の意見反映について

➤令和5年度に実施した「流山市こども会議」は、こどもの意見を聴取するのに有効的であったため、こども会議のようなこども等から意見を聴取する取組について、こども計画に反映していく。

③こどもの貧困対策及びこども・若者支援について

➤「流山市こどもの生活状況に関する実態調査」及び「流山市こども・若者意識調査」の分析結果を踏まえて、こども計画に反映していく。

④点検・評価について

➤こども計画の点検・評価方法の見直しを検討する。